

令和5年第10回  
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和5年5月29日（月） 午後2時から  
場 所 川西市役所 7階大会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第21号	令和5年度一般会計補正予算について	
5		諸報告	
6	議案 第22号	令和6年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	

令和5年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

# 目

# 次

- 議案 第 2 1 号 令和 5 年度一般会計補正予算について
- 議案 第 2 2 号 令和 6 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

議案第 21 号

令和5年度川西市一般会計補正予算について

令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和5年5月29日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

提案理由

令和5年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるため本案を提出する。

議案第 2 1 号資料 令和 5 年度川西市一般会計補正予算（第 3 回）※教育関連抜粋

【歳出】

(款) 10 教育費

(項) 02 小学校費

(目) 02 学校給食費

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
02小学校給食運営事業 (給食課) 28,439追加	10需用費 28,439追加	国県支出金 28,439追加

(款) 10 教育費

(項) 03 中学校費

(目) 02 学校給食費

事業別区分	支出内訳	財源内訳
02中学校給食運営事業 (給食課) 13,213追加	10需用費 13,213追加	国県支出金 13,213追加

(款) 10 教育費

(項) 05 特別支援学校費

(目) 02 学校給食費

事業別区分	支出内訳	財源内訳
02特別支援学校給食運営事業 (給食課) 100追加	10需用費 100追加	国県支出金 100追加

議案第 22 号

令和6年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

令和6年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織(別紙のとおり)について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年5月29日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

提案理由

令和6年度使用教科用図書を採択するにつき、その方針を決定し、及び協議会委員を委嘱する必要があるため本案を提出する。

## 令和6年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

川西市教育委員会

令和6年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

### 1 令和6年度使用教科用図書の採択方針について

令和6年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

#### (1) 採択の基本方針

- ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。
- イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択する。

#### (2) 採択の方法

##### ア 小学校

小学校用教科書目録（令和6年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。

##### イ 中学校

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

##### ウ 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用含む）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

##### （ア）文部科学省著作教科書

###### ①小学部

特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）に登載されている小学部用の教科書のうちから新たに採択すること。

###### ②中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

##### （イ）一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和5年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

エ 学習者用デジタル教科書の考慮について

(ア) 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本となること。

(イ) 令和6年度以降、英語のデジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

2 令和6年度使用教科用図書の採択に関する組織について

(1) 川西市立小・中学校（特別支援学級を含む。）特別支援学校教科用図書採択の組織

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、令和6年度使用教科用図書を採択する。

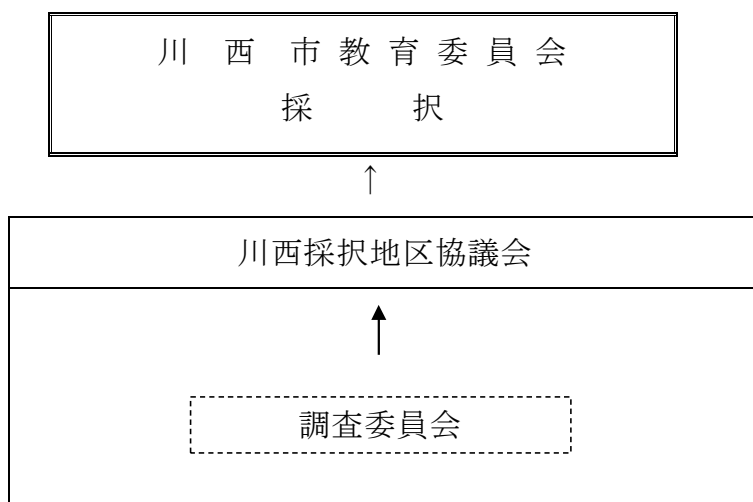
イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。調査員は、調査委員会を組織する。

エ 調査員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

(2) 協議会の任務

令和6年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。





## 川西採択地区協議会規約

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「義務教育諸学校」という）において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、川西採択地区協議会という。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、共同して設ける。

- (1) 川西市教育委員会
- (2) 猪名川町教育委員会

(任務)

第4条 協議会は、義務教育諸学校の教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに調査研究し、選定を行う。また、関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び理由を通知する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、関係市町教育委員会の協議により定める。

(組織)

第6条 協議会は、委員14名をもって組織する。委員数の割り振りは、次のとおりとする。

- (1) 川西市教育委員会 8名
- (2) 猪名川町教育委員会 6名

(委員)

第7条 協議会の委員は、関係市町教育委員会の教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員の選出区分に応じて選任し、それぞれの教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長とする。

3 会長及び副会長の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第10条 教科用図書の選定は、第11条第3項の報告及び県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、該当種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書の投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(調査員及び調査委員会)

第11条 協議会は、教科用図書に関する調査研究のために、調査員を委嘱する。

2 調査員は、協議会の依頼に応じ、対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行う。なお、調査研究に当たっては、県教育委員会の「調査研究資料」を参考にするとともに、必要に応じて指導助言を求めるものとする。

3 各教科別調査員代表をもって調査委員会を組織する。調査委員会は、調査研究結果を協議会に報告する。

4 各教科及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査員は、それぞれ6名とし、協議会が次の割り振りにより、義務教育諸学校の教員にこれを委嘱する。

川西市 4名

猪名川町 2名

5 調査委員会規程は、協議会の会議で定める。

(資料の公表)

第12条 前条第3項の資料については、関係市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。

2 その他公表する資料等については、協議会の会議で定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(経費支弁)

第14条 協議会に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。

(特例)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議で定める。

#### 付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日より改正する。

この規約は、令和3年4月1日より改正する。

この規約は、令和4年4月1日より改正する。

この規約は、令和5年4月1日より改正する。

川西採択地区協議会規約 新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員)</p> <p>第7条</p> <p>2 委員の任期は1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員)</p> <p>第7条</p> <p>2 委員の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第8条</p> <p>3 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第8条</p> <p>3 会長及び副会長の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

## 川西採択地区教科用図書調査委員会規程（案）

### 1 目的

この規程は、川西採択地区協議会規約（以下「規約」という）第11条第5項に基づき、調査委員会の運営について必要な事項を定める。

### 2 職務

規約第11条第2項により、協議会の依頼に応じ、令和6年度使用教科用図書を審議するに際し、専門知識を生かし、調査研究を行う。

### 3 調査員及び役員

調査員は、規約第11条第4項により委嘱されたものをもって充てる。

調査委員会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 調査委員会委員長 1名
- (2) 調査委員会副委員長 1名
- (3) 各教科別調査員代表 各教科1名
- (4) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書のみを採択する年度における委員長については、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書調査員代表がこれを兼ねる。ただし、副委員長は置かなくてよい。

### 4 役員を選出

- (1) 委員長及び副委員長は、調査員の互選により、これを定める。
- (2) 各教科別調査員代表は、各教科調査員の互選により、これを定める。

### 5 会議

- (1) 委員長は、協議会会長の承諾を得て、調査委員会を開くことができる。
- (2) 協議会委員及び担当指導主事は、随時、調査委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

### 6 役員の仕事

- (1) 委員長は、調査委員会を総括し、各教科調査員代表より提出された教科用図書の調査研究結果を協議会に報告する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 各教科別調査員代表は、各教科別調査委員会を開き、該当教科の教科用図書の調査研究結果を協議会にて報告する。

### 付 則

- (1) この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- (2) この規程の施行の日以後開かれる調査委員会は、協議会会長が招集する。
- (3) この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年度使用教科用図書 川西採択地区協議会委員名簿（案）

R5.5 現在

委員氏名	職名等	選出区分 (備考)
石田 剛	川西市教育長	川西市教育長
佐々木 歌織	川西市教育委員	川西市教育委員
岩永 恒和	川西市立川西小学校長	校長 (特・小学校校長会 会長)
井上 智美	川西市立多田中学校長	校長 (中学校校長会 会長)
大野 貴史	川西市立清和台小学校教諭	教員
古谷 茂政	川西市PTA連合会長	保護者
小畑 利宏	元川西市立小学校長	学識経験者
下内 卓夫	川西市教育委員会 教育推進部 副部長 (教育保育担当)	市教委事務局
中西 正治	猪名川町教育長	猪名川町教育長
上神 善太郎	猪名川町教育委員	猪名川町教育委員
鈴木 裕治	猪名川町立白金小学校長	校長 (小学校校長会 代表)
田中 達也	猪名川町PTA連合会長	保護者
中村 妙子	元猪名川町立小学校長	学識経験者
岩木 秀諭	猪名川町教育委員会 学校教育課 課長	町教委事務局

令和6年度使用教科用図書採択事務に関する日程（案）

日 程	曜	事 項	備 考
5月		各教育委員会で採択方針・組織議決	
6・1	木	第1回川西採択地区協議会 14:00～ ・協議会委員の委嘱状、任命書交付（両教育長） ・令和6年度使用教科用図書採択について	キセラ川西大会議室
6・1	木	第1回教科用図書調査委員会 15:30～ ・調査員の委嘱状交付（協議会会長） ・令和6年度使用教科用図書採択について ・教科用図書調査委員会について	キセラ川西大会議室
6・14	水	教科書展示会開始	会場 川西市立中央図書館 猪名川町教育支援センター
6・23	金	教科用図書採択に関する報告書提出	調査委員会
6・29	木	教科書展示会最終日	
6・30	金	第2回川西採択地区協議会（調査委員会から説明） 13:00～	キセラ川西大会議室
7月中旬		各地教委へ採択に関する報告書提出	一市一町
		各教育委員会で採択 7/21（金）川西市 7/20（木）猪名川町	一市一町
7月下旬		採択教科用図書一覧表を県教委へ報告	市町教委事務局
7月下旬		管内小・中・特別支援学校へ採択教科書を通知 各校へ教科用図書需要数調査（通知）	学校長
8月上旬		教科用図書需要票等を市町教委へ提出	一市一町
8月上旬		教科用図書需要票等を県教委へ提出	一市一町
8月上旬		附則第9条図書需要票を市町教委へ提出	一市一町
8月下旬		附則第9条図書需要票を県教委へ提出	一市一町
8・31	木	採択に関する事務完了	

# 義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

## 1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

## 2 採択する教科用図書

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程  
すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程  
令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級  
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。  
ア 文部科学省著作教科書
  - ① 小学部  
すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。
  - ② 中学部  
令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。イ 一般図書  
一般図書については毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和5年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。
- (4) 学習者用デジタル教科書の考慮について  
ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。  
イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

### 3 採択にあたっての体制

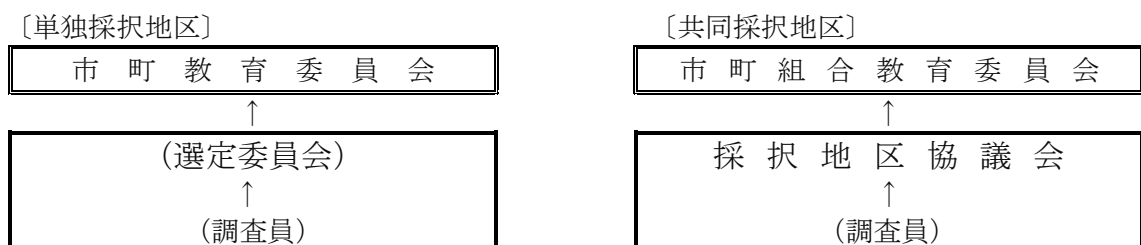
#### (1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

##### ア 単独採択地区

- ① 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
- ② 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

##### イ 共同採択地区

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。  
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



#### (2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

##### ア 各学校において、選定委員会を設置すること。

##### イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

#### (3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

##### ア 前項に準ずる。

##### イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。

##### ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

### 4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。



## 5 公正性・透明性の確保

### (1) 規範等の遵守

- ア 採択関係者（教育委員会関係者又はすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者）は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。
- イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

### (2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

- ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。
- イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、すべての採択関係者に周知徹底を図ること。
- ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

### (3) 教科書見本の取扱い

- ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。
- ウ 令和3年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。
- エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。
- オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。
- カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

### (4) 過大な宣伝活動等への対処

- ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことをすべての採択関係者に周知徹底すること。

## 6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。